

令和2年度行政事業レビューシート (総務省)

事業名	放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業			担当部局庁	情報流通行政局		作成責任者		
事業開始年度	令和元年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	情報通信作品振興課		課長 三島 由佳		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総務省設置法第4条第1項第59号			関係する計画、通知等	「知的財産推進計画2020」(令和2年5月27日知的財産戦略本部決定) 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定) 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)				
主要政策・施策	科学技術・イノベーション、IT戦略、知的財産			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	放送コンテンツの製作取引に関する実態(商慣習、契約実態、取引構造等)を調査し、実態を踏まえた取引ルールの整備に資するとともに、製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門的に相談できる場を整備することにより、放送コンテンツの製作環境の改善及びクリエイターの製作意欲の向上を図る。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)番組製作会社及び放送事業者に対するアンケートにより、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を実施するとともに、クロス集計などの手法によって、契約実態や取引構造について定量的な分析を実施する。 (2)個別の取引に関する具体的な事実関係を把握することにより、アンケートを補完する観点から、番組製作会社及び放送事業者それぞれに対して、グループ・ヒアリング等を実施する。 (3)放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が弁護士等の専門家に相談できる場を整備し、迅速かつ円滑な問題解決を図る。								
実施方法	委託・請負								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求		
		補正予算	-	-	31	30	40		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	0	0	31	30	40		
	執行額	0	0	30	-		-		
	執行率(%)	-	-	97%	-		-		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	-	-	97%	-		-			
令和2・3年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由					
	情報通信技術研究開発調査費	30	40	個別の取引実態の把握体制や弁護士への相談体制を充実すべく、増額要求。					
	職員旅費	0.2	0.2						
	計	30	40						
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 2年度	目標最終年度 年度
	放送コンテンツの製作取引に関する実態を調査し、実態を踏まえた取引ルールの整備に資する。	調査結果を活用した取引ルールの整備の件数	成果実績	件	-	-	1		
			目標値	件	-	-	1	1	
			達成度	%	-	-	100		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)3. 投資等分野(7)放送を巡る規制改革 No.15								
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
	アンケートの有効回答数	活動実績	社	-	-	560			
当初見込み		社	-	-	600	650	650		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込	
	グループ・ヒアリング等の開催回数	活動実績	回	-	-	5			
当初見込み		回	-	-	4	5	10		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込
	製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門家に相談できるよう、整備した場の数	活動実績		回	-	-	6	
当初見込み			回	-	-	5	10	30
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込	
	実態調査事業実施額 / アンケートの有効回答数	単位当たりコスト		百万円	-	-	0	0
計算式			百万円/社	-	-	11/560	11/600	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込	
	グループ・ヒアリング調査事業実施額 / グループ・ヒアリングの開催回数	単位当たりコスト		百万円	-	-	2	2
計算式			百万円/回	-	-	10/5	10/5	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込	
	弁護士等専門家による相談できる場の整備事業実施額 / 製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門家に相談できるよう、整備した場の数	単位当たりコスト		百万円	-	-	1.7	0.9
計算式			百万円/回	-	-	10/6	9/10	

政策評価、 新経済・財政再生計画との関係	政策	V. 情報通信 (ICT 施策)							
	施策	3. 放送分野における利用環境の整備							
	測定指標	定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 年度	目標年度 年度
		実績値	-	-	-	-	-	-	-
目標値	-	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
放送コンテンツの製作取引に関する実態 (商慣習、契約実態、取引構造等) を調査し、実態を踏まえた取引ルールの整備に資するとともに、製作取引に関する個別具体的な問題について、番組製作会社が専門的に相談できる場を整備することにより、放送コンテンツの製作環境の改善及びクリエイターの製作意欲の向上を図る。									

事業所管部局による点検・改善

項目	評価	評価に関する説明
事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」の傘下の「下請等中小企業の取引改善に関するWG」等において、放送コンテンツ製作取引の適正化に向けた取組推進の重要性が指摘されていること、及び放送コンテンツの二次利用の更なる展開に期待が寄せられていることから、放送コンテンツ分野における製作環境の改善及びクリエイターの製作意欲の向上を図ることが求められている。
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	放送コンテンツ製作取引適正化ガイドライン等取引ルールの整備に資する放送コンテンツの製作取引に関する実態 (商慣習、契約実態、取引構造等) 把握は、当該取引ルールの運用の基礎となるとともに、個々の取引に関する経営情報を含むことから民間には困難である。 また、相談できる場の整備についても、番組製作会社にとって、仕事が打ち切られるのではないかと心配なしに相談できることが必要であり、国が実施する必要性がある。
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	製作現場に適正にビジネス活動の利益が還元される環境が確保されることで、放送コンテンツの製作環境の改善及びクリエイターの製作意欲の向上が実現するため、本事業は製作目的の達成手段として必要かつ適切な事業である。 また、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定) 及び情報通信審議会答申 (平成30年8月23日) において、放送コンテンツ製作取引の適正化に向けた取組推進の重要性が指摘されており、製作環境の改善を目標とする本事業は政策体系の中で優先度が高い。

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争契約による選定の結果、一者応札となったものについては、入札辞退者にヒアリングを実施した結果、調査体制構築の調整がつかなかった等により辞退したとのことであった。				
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	随意契約となった請負(弁護士事務所と契約した「放送コンテンツ製作取引における個別具体的な問題に関する法律相談等の請負」)は、専門的な知識が要求されるものであり、民商法や刑法などの一般法のほか、下請法、独占禁止法、著作権法、下請中小企業振興法、放送法等その他の関係法令に精通し、長年、上記法令に関する法律相談を行い豊富な知識と経験を備えている必要があり価格競争になじまないものであった。				
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	請負事業の実施に必要な知見や経験等については、各事業者が既に保有しているものを利用することとしており、負担関係は妥当であると認められる。				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	経費の積算や仕様書の策定に当たっては、複数者から見積りの経費を求めること等により、妥当な水準を確保している。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	資金の流れの中間段階での支出については、より効率的に事業を実施するために真に必要なものに限定している。				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	仕様書の内容は、事業目的に即し真に必要なものに限定されている。				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-						
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-						
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	仕様書作成とあわせて事前に複数社から見積りを入力することにより、コスト削減や効率化の観点から事業内容を精査した上で適切に執行している。					
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果指標に示すと通りの成果を上げており、成果実績は、見込みに見合っている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動指標に示すと通りの成果を上げており、活動実績は、見込みに見合っている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業の成果は、学識経験者や民間企業等が参加する総務省主催検討会で利用しているほか、総務省として対外的に報道発表することとしており、十分に活用されている。				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名			
所管府省名	事業番号	事業名					
点検・改善結果	点検結果		本事業は、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」の傘下の「下請等中小企業の取引改善に関するWG」等において、放送コンテンツ製作取引の適正化に向けた取組推進の重要性が指摘されており、放送コンテンツの二次利用の更なる展開に期待が寄せられていること、また、放送コンテンツ製作取引適正化ガイドライン等取引ルールの整備に資する放送コンテンツの製作取引に関する実態(商慣習、契約実態、取引構造等)把握は、当該取引ルールの運用の基礎となるとともに、個々の取引に関する経営情報を含むことから民間には困難であり、国が実施する必要があるといえる。また、本事業の中心となる調査の請負を一般競争入札(総合評価方式)等により透明性を確保するなど、予算の執行を適切に実施しているものと認められる。				
	改善の方向性		引き続き、本事業の中心となる調査の請負を一般競争入札(総合評価方式)等により透明性を確保するなど、適切な予算の執行に務める。				

外部有識者の所見

- ①2年度が元年度とあまり変わらない事業規模であり、アウトプット指標も同じものとなっているが、これから具体的に何をやろうとするのかが見えてこない。本事業のロードマップを示す工夫が必要。
- ②事業目的及びアウトプット指標に示されている「番組制作会社が専門家に相談できるよう整備した場」とは具体的に何か。グループヒアリングとの違いやそれとの関連を含め、もう少し丁寧な説明が必要では。
- ③調査研究請負が一者入札になっていて、原因についての分析もない。このままでは今後の改善が期待できない。
(参考)予算額・執行額欄の29,30年度の「0」は「—」ではないのか。

行政事業レビュー推進チームの所見

一部
の
改善
内容

更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等
改善

総務省(総務大臣)は、下請中小企業振興法上の主務大臣として、放送コンテンツ分野に関する下請中小企業の振興に資するべく、「放送コンテンツ製作取引適正化に関するガイドライン」を策定し、適正な製作環境の整備を推進している。その観点から、以下(1)から(3)を通じ、実態を踏まえた取引ルールの整備及びその遵守徹底・指導を繰り返し実施していくことで、業界全体が発展し、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通が促進されることで国民に裨益すると考えられる。

(1)番組制作会社及び放送事業者に対するアンケートにより、放送コンテンツの製作取引に関する実態調査を実施するとともに、クロス集計などの手法によって、契約実態や取引構造について定量的な分析を実施することで、放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの改訂、業界全体のガイドライン遵守・改善状況の可視化し、改善が見られなければ関係団体に対して更なるガイドライン遵守徹底の要請を行うこととしている。

(2)アンケートを補完する観点から、番組制作会社及び放送事業者それぞれに対して、グループ・ヒアリング等を実施し、アンケートだけでは把握できない製作取引の実態把握やアンケート項目の見直しを行っている。

(3)受注者(制作会社等)が発注者(放送事業者等)との間で抱える放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、弁護士等専門家に相談できる場を整備(弁護士への無料法律相談会の企画・実施や相談窓口サイトの構築など)し、迅速かつ円滑な問題解決を図る仕組みを構築している。

また、一般競争入札(総合評価方式)等により透明性を確保するとともに、複数社(3者以上)からの見積り取得を徹底するなど、より多くの者に入札参加いただくよう努める。

以上を踏まえつつ引き続き適正な予算執行を行っていく。

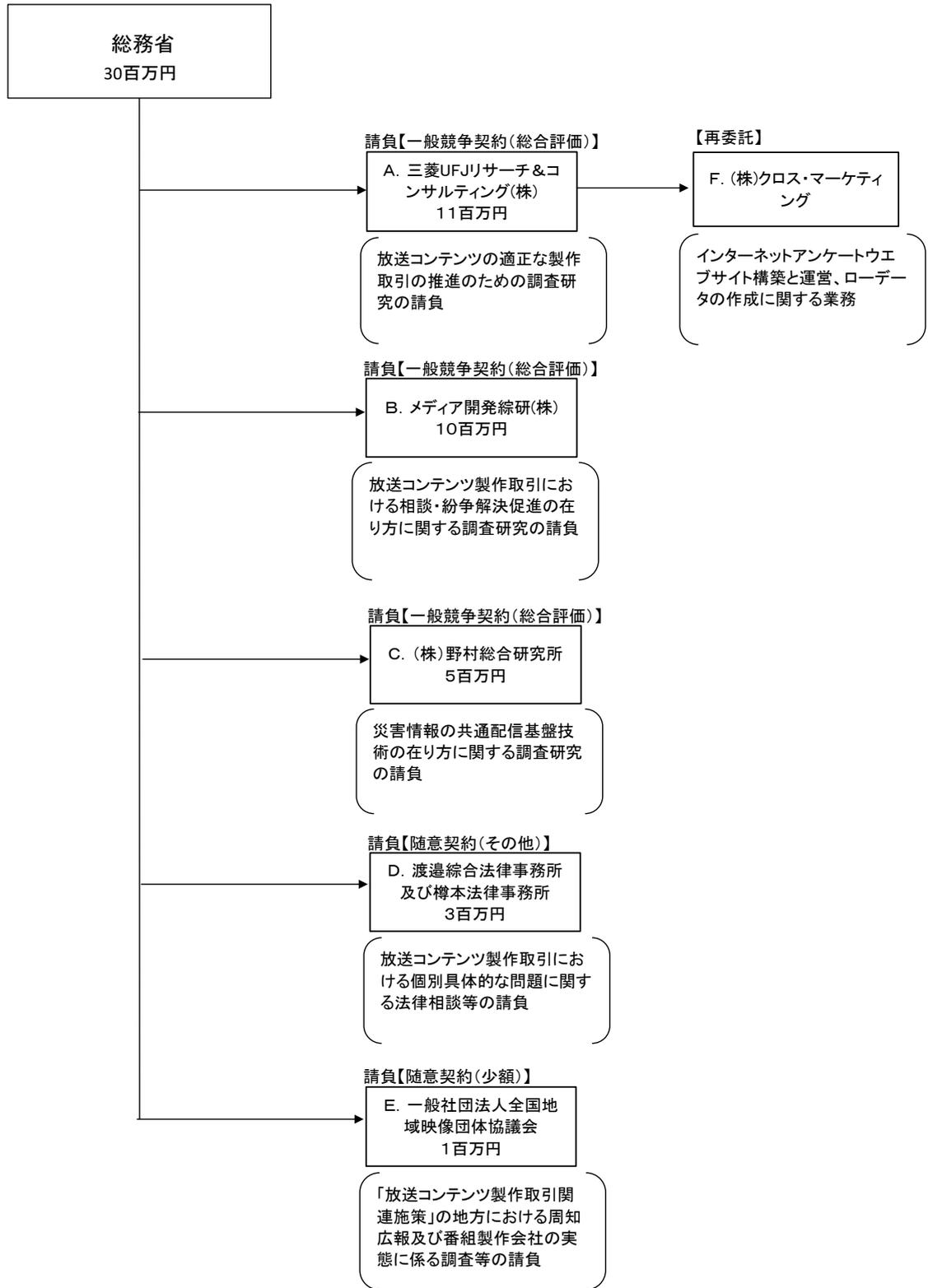
備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	平成25年度	-
平成26年度	-	平成27年度	-	平成28年度	-	平成29年度	-
平成30年度	-						
平成31年度	総務省 (新31 - 0013)						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて
補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A. 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)			B. メディア開発綜研(株)		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	業務費	人件費・調査費・経費	11	業務費	人件費・調査費・経費	10
	計		11	計		10
	C. (株)野村総合研究所			D. 渡邊綜合法律事務所及び樽本法律事務所		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	業務費	人件費・調査費・経費	5	業務費	人件費・経費	3
	計		5	計		3
	E. 一般社団法人全国地域映像団体協議会			F. (株)クロス・マーケティング		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
業務費	人件費・調査費・経費	1	業務費	人件費・調査費・経費	4	
計		1	計		4	
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載						チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)	3010401011971	放送コンテンツの適正な製作取引の推進のための調査研究の請負	11	一般競争契約 (総合評価)	1	99%	

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	メディア開発綜研(株)	7011101030093	放送コンテンツ制作取引における相談・紛争解決促進の在り方に関する調査研究の請負	10	一般競争契約 (総合評価)	1	95.2%	

C.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)野村総合研究所	4010001054032	災害情報の共通配信基盤技術の在り方に関する調査研究の請負	5	一般競争契約 (総合評価)	1	99.9%	

D.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	渡邊綜合法律事務所及び樽本法律事務所	-	放送コンテンツ制作取引における個別具体的な問題に関する法律相談等の請負	3	随意契約 (その他)	-	-	

